

# 正上内区会規約

(名称)

第1条 本会は正上内区会と称して事務局を区長宅におく。

(目的)

第2条 会員相互の理解と協力により、住みよい、心豊かな区づくりの推進を目的とする。

(組織)

第3条 本会は正上内区内に居住する者を以って構成し運営する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 公共に関すること
2. 環境衛生及び社会福祉に関すること
3. 区内の各種団体の行事に対して必要と認められる協力補助
4. その他必要と認められる事項

(運営資金)

第5条 本会は、会員(一所帯当り)年間5,000円の会費及び寄付により運営する。

上半期	4月末日納入	2,500 円(原則)
下半期	9月末日納入	2,500 円(原則)

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

役職名	人員	摘要
区長	1	
副区長	1	地区会計兼務
部長	6	協力員兼務
班長	27	
会計	1	副区長兼務
監査	6	部長兼任可
公民館長	1	区長兼任
相談役	2	前任区長、会計

(役員選出)

第7条 役員を選出方法は以下とし、総会の承認を得る。

1) 区長の選出

区長は各部より候補者を1名選出する。選出方法は各部任意とする。  
(但し、現職の役員からは原則選出しない)

各部より選任された候補者6名は、話し合いにより区長を選出する。  
話し合いにより解決しない場合は、役員全員の無記名投票とする。

2) 副区長(会計)の選出

副区長(会計)は区長が指名し、役員会で決定する。

3) 部長、班長は、各部の任意で決定する。

(役員の任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残期間とする。  
但し班長は、各部の任意により決定する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

役職名	仕事
区長	本会を代表し市との連絡事項、その他区全般の総括
副区長	区長の補佐および部の総括
部長	各部の総括および区長の補佐
班長	各班の総括および部長の補佐
会計	区内全般の会計をつかさどる
監査	会計監査
公民館長	公民館の管理
相談役	役員に対しての助言、支援

区会ホームページからダウンロード

(役員の手当)

第10条 役員手当では総会の決定に従う。

(会議)

第11条 区内の会議は総会と臨時総会と役員会とし、会議の決定は出席者の過半数を原則とする。

1. 総会

イ 区長の招集により毎年3月下旬に開催する

ロ 総会に付すべき事項

A 事業計画および予算に関すること

B 決算に関すること

C 規約の改正

D 各種引継ぎ事項

E その他必要事項

2. 臨時総会

区長が必要と認めたととき開催することができる。

3. 役員会

区長が必要と認めたととき開催することができる。

通常は部長までとするが、区長が必要と認めたとときは班長も含める。

(物品の管理)

第12条 本会の所有する物件物品の使用については、共有物である趣旨を理解し責任をもって使用し、料金等については別途細則による。

(表彰)

第13条 区発展の為特に功績のあった者には記念品を贈呈し感謝の意を表する。

(会計)

第13条 本会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

### 細 則

規約第12条に関する物品の使用料(1回当り)については下記の通りとする。

物品の使用 貸出の場合	町内の各種団体が目的達成のため使用	0円
	その他	2,000円
特別の使用	公共団体が公共の用に使用した場合に、使用者側に法令規則等により定額のある場合にはその金額とする。	

#### \* 改版履歴

初版 平成13年4月1日

2版 平成21年4月1日

3版 平成26年4月1日

区費金額、会計年度他

6条班長の数、区長部長の摘要、7条役員選出